

## 桐蔭法務研究支援センター内規

### (趣旨)

**第 1 条** 桐蔭横浜大学法科大学院修了生に対する学習支援をするため、法学研究科に桐蔭法務研究支援センター(以下「センター」とする)を置き、センターについて必要な事項を定める。

### (目的)

**第 2 条** センターは、桐蔭横浜大学法科大学院の修了生で司法試験受験資格を有する者に対し、学習施設を提供するとともに、司法試験受験支援を行うために設置する。

### (センター構成員)

#### 第 3 条

- 1 センターには、センター長及び民事系・公法系・刑事系の各分野について、それぞれ 1 名の指導担当教員並びに事務局職員を置く。
- 2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

### (センター会議)

#### 第 4 条

- 1 センターには、次の事項を審議するため、センター会議を置く。
  - (1) センターの運営方針に関する事項
  - (2) センターが実施する司法試験受験支援に関する事項
  - (3) センターに関する規定の制定及び改廃に関する事項
- 2 センター会議は、センター長及び指導担当教員をもって組織する。
- 3 センター会議は、センター長が招集し、議長を務める。なお、実際に参集することなく、電子メール、書面等による審議を行うことができる。

### (設置期間)

**第 5 条** センターの設置期間は、令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年以内とし、桐蔭横浜大学法科大学院修了生の司法試験受験可能者数等の状況を考慮して、期限を定めることとする。

### (利用資格)

**第 6 条** センターの利用ができる者は、桐蔭横浜大学法科大学院の修了生で司法試験受験資格を有する者とする。

#### (利用登録申請手続)

**第7条** センターの利用を希望する者は、所定の用紙により利用登録を申請するものとする。

#### (利用登録期間)

**第8条** センターの利用登録期間は、7月1日～翌年6月30日とする。ただし、センターの目的にかんがみて、司法試験受験資格を有する者が存在しなくなった場合、適宜、その期間を短縮することができる。

#### (登録料)

##### 第9条

- 1 センターの利用登録を申請する者は、所定期日までに、所定の登録料を納付しなければならない。
- 2 登録料は、毎年3月に見直しを行う。

#### (利用範囲)

**第10条** 利用登録をした者には、次の項目の利用を認める。

- (1) センターが管理する施設内における資料の閲覧および複写
- (2) キャレルを含む、所定備品の使用
- (3) センターが実施する講義、ゼミ等の受講
- (4) センター指導担当教員による個別の受験相談、生活指導
- (5) 桐蔭横浜大学図書館

#### (利用の停止)

**第11条** センター長は、本内規に違反した者、他の利用者の迷惑となる行為をした者、その他センターの秩序に支障が生ずるおそれのある行為をした者に対し、その裁量的判断により、センターの利用を停止することができる。

附 則 この内規は、令和3年4月9日より施行する。